

保健室の役割と健康観察

病気の予防と健康の増進 “心と体のけんこうづくりのヘルスセンター”

保健室は病気の予防に努め健康の保持増進をはかります。そのために、健康診断や発育測定を行い児童の健康状態を把握します。このほか、児童が心と体の健康に関心を持ち自ら健康づくりに取り組むように、学年の発達段階にそった保健指導を行っています。このように、保健室は学校における保健センター的な役割をしています。

また保健室は多くの子どもたちの、とても大切なよりどころ、居場所となっています。急な病気やけがで駆け込む子どもたちはもとより、疲れたり、ストレスがたまったりしてイライラしていたりする子など悩みや思いが毎日のように保健室に持ち込まれます。保健室は診療所ではありませんから、治療することはできませんが、良い状態で医療機関にかかれるように、応急の手当を行い、必要であれば医療機関へつなげることもあります。医療機関にかからないまでの病気やけがに対してもご家庭でのケアをよろしくお願いします。

健康観察と、健康の自主管理 “あなたがつくるあなたのけんこう”

毎日の健康観察は、疾病の早期発見・早期治療につなげるだけでなく、子どもとのコミュニケーションもはかれます。朝、学校に送り出す前にしっかりと子どもの健康状態を確認しましょう。健康であるためには病気を防ぐだけでなく、日頃から抵抗力のある強い体を作ることが大切です。食生活・睡眠・運動・排便・はみがき・清潔の習慣など基本的な生活習慣は小さいときから身に付くように育てましょう。

子どもと保護者・学校の三者が協力し、自ら心身の健康づくりに取り組む子どもに育てましょう。

家庭での健康観察 “あたたかいこころのふれあいをだいじに”

- 起床のようす
 - (1) 睡眠が十分にとれて、自分ですぐに起きることができたか。
 - (2) 元気があるか。顔色・目の色・機嫌はよいか。
- 朝食のようす
 - (1) 食欲はあるか。おいしく食べたか。
 - (2) 食事の量に変化はないか。
- 排便のようす
 - (1) 排便はあったか。便秘をしていないか。
 - (2) 下痢をしていないか。
- 登校前にこれだけ
 - (1) 授業がうけられる状態か。体育・給食は普通でよいか。
 - (2) 熱がある・異常のある場合は登校させない。まず、医者にかかる。
- 帰宅後のようす
 - (1) 学校で一日しっかり学習できたか。元気いっぱいはりきっているか。
 - (2) ごろごろ、ねころんだり、あくびなどつかれはないか。
 - (3) 無口や、楽しそうでないなど、心や情緒の不安定はないか。

日本スポーツ振興センター

- 本区では、児童、生徒の不慮の災害（事故による負傷等）に備えて、日本スポーツ振興センター（以下「センター」という）と災害共済給付契約を結んでいます。これにより学校管理下で起こった災害については、その医療費や見舞金の給付を受けることができます。本区では、全児童・生徒が加入しており、掛金は保護者と区が半額ずつ負担することになっていますが、全額を区が負担しています。
- 加入にあたっては、法令の規定で、保護者の同意が必要とされています。本区では、このお知らせをもって保護者の同意を得たこととし、学校の設置者である本区教育委員会が加入手続きを行います。
- 医療費の給付を受けられるのは学校管理下の災害のうち、医療費総額 **5,000 円**（保護者負担 **1,500 円**）以上の災害です。給付される費用は、医療保険各法に基づく保険診療の本人負担分（医療費総額の 3 割）に、療養に伴って要した費用（医療総額の 1 割）を加算した額となります。
給付対象は保険診療範囲ですので、保険適応外の診療や差額ベッド代、文書料等は対象となりません。
- 保護者は、学校管理下で起こった災害による負傷等で医療機関を受診する場合、子ども医療証、ひとり親家庭医療証等を使用せず健康保険証のみを使用し、医療機関から請求された医療費を一旦お支払いください。（学校管理下での負傷等は、センターの災害共済給付制度が優先されます。）
※ 子ども医療証等を使用した場合には、必ず学校に連絡してください。
- 医療機関にてセンターへ提出する書類を作成してもらい学校に提出すると、学校はそれを受け給付請求の手続きをします。センターが審査のうえ給付が決定されると、後日、学校を通して給付されます。
- 交通事故は原則として自賠責保険の手続きが優先となります。
ご不明な点は東京都交通事故相談所（TEL 03-5320-3143）へお問い合わせください。
- なお、医療機関によっては文書料が必要な場合があります。この文書料に関しましては、保護者の方のご負担となりますので予めご承知願います。



※ JSC・・・JAPAN SPORT COUNCIL（日本スポーツ振興センター）の略
（日本スポーツ振興センター チラシ「学校(園)又は通学(園)中にケガをした時の手続き方法」より一部抜粋）